

杉並区地域公共交通計画策定に係る調査等支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

杉並区は、これまで地域の交通需要に応えるために南北バスの運行を順次開始したほか、都内初となる住宅街の公道を利用した自動運転車の実証実験を実施するなど、地域公共交通の課題解決や区民の利便性向上に向けて取り組んできました。

今後は、高齢化の進展に伴う交通弱者の増大やライフスタイルの多様化等を見据え、MaaS（※）や自動運転技術等といった新技術の活用により、誰もが安心して安全に移動できる環境を創出するとともに、移動の利便性をより一層高めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、区全域の移動実態や区内の公共交通が抱える課題等を分析し、持続可能な地域公共交通のあるべき姿について具体的に検討を進めるため、「杉並区地域公共交通計画策定に係る調査等支援業務」を実施します。

本業務は、令和4年度中の杉並区地域公共交通計画（以下、「計画」という。）策定を目指し、地域の交通の現状や課題について効果的な手法を用いて調査等を行い、計画骨子案を作成するまでの支援と、計画における新モビリティ事業の立案に向けた新たな移動手段の具体的な導入検討を目的とするものです。

このため、事業者の選定に当たり、①当区全域の交通やまちづくりの実情等業務に対する理解度、②交通、まちづくり、都市計画、道路基盤整備等の専門的知識や技能、③類似業務の実績などを重視し、質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

※MaaS：Mobility as a Service の略。ICT（情報通信技術）を活用してマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

杉並区地域公共交通計画策定に係る調査等支援業務

### (2) 業務内容

#### ① 計画策定支援業務

- ・地域の現状分析、課題整理

区内人口や区民の移動実態（南北バスを始めとする区内公共交通の利用状況）、潜在的な地域課題（交通を中心に他分野も含む）を把握するため調査等を行う。

- ・今後の公共交通のあり方

新基本構想が目指す杉並区の将来像及び住宅都市の地域特性に即した、持続可能な公共交通体系のあるべき姿を検討し、計画骨子案を作成する。

- ・新モビリティの導入検討

杉並区の地域特性に即した新たな移動手段の導入や取り組みを検討する。

② 区民アンケート調査

区民の移動に関する実態及びニーズを把握するための調査を企画・実施する。

受注者は、調査票の設計・回収票の入力・集計・分析を行う。

発注者は、アンケート調査の発送用封筒及び郵送配布・回収を負担する。

③ 協議会等の支援（各1回程度を想定）

地域公共交通計画策定に関する庁内検討会や地域公共交通活性化協議会に使用する資料作成等の支援を行う。

④ 成果物の提出

上記の業務における結果及び収集並びに作成した資料を取りまとめ、報告書等を提出する。

・報告書（A4版） 5部

・資料編（A4版） 5部

・上記業務報告書及び資料集に係るデータ（DVD-ROM等）一式

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

(4) 事業規模（上限額）

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下の要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 過去2年以上類似する業務の営業に従事し、下記のAとBの業務の受注実績を共に有すること。
  - A 地方自治体の地域公共交通計画、地域公共交通網形成計画の策定支援業務
  - B 移動に関する新たなモビリティ（新技術や新制度）の実証実験や導入検討業務
- (6) 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録された者で、業種「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

(7) 主任技術者は、以下に示すいずれかの条件を満たす者とする。

①技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）もしくは技術士（部門：建設—都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証明書」の交付を受けている者。

#### 4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和3年7月21日（水）
質問の受付期間	令和3年7月21日（水）～令和3年7月28日（水）午後5時（必着）
質問の回答	令和3年8月3日（火）以降
企画提案書等の提出期限	令和3年8月12日（木）午後5時（必着）
第一次審査（書類審査）	令和3年8月26日（木）（予定）
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和3年9月15日（水）（予定） 場所・日時の詳細は、別途、第一次審査通過事業者に通知します。
受託者候補者選定結果の通知	令和3年9月下旬（予定）

#### 5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

「質問書」（様式7）に質問内容を記載の上、E-mail（PDF ファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「【プロポ質問】地域公共交通計画策定に係る調査等支援業務（事業者名）」としてください。

(2) 質問の受付先

「11 担当課（事務局）」に同じ

(3) 質問の受付期限

令和3年7月28日（水）午後5時 必着

(4) 質問の回答方法

令和3年8月3日（火）以降、区ホームページ上で回答

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

「提出書類一覧」(様式2)のとおり

### (2) 提出部数

正本1部と副本7部をそれぞれ製本(A4縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。

副本については、提案事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載している書類については、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。

### (3) 提出方法

「11 担当課(事務局)」へ持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「杉並区地域公共交通計画策定に係る調査等支援業務応募書類在中」と朱書きしてください。

### (4) 提出先

「11 担当課(事務局)」に同じ

### (5) 提出期限

令和3年8月12日(木)午後5時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

## 7 受託者候補者の選定手順

杉並区地域公共交通計画策定に係る調査等支援業務選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。

なお、2(4)の事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象となりません。

また、選定委員会で審査した結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

### (1) 評価基準

#### ① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・ 経営状況は良好か
業務実績	・ 過去に類似業務の実績があるか ・ 実績として挙げた類似業務は効果的であったか

業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の遂行体制は妥当か</li> <li>・業務の遂行に当たり十分な技術者等がいるか</li> </ul>
-------	---

## ②企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杉並区の実情等を十分に理解した内容となっているか</li> </ul>
提案内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された手法や実施内容は妥当か</li> <li>・提案が専門的知識や技能に基づいているか</li> <li>・類似業務の実績等を踏まえた内容が盛り込まれているか</li> <li>・杉並区の地域特性を踏まえ、交通の課題に対して、具体的で実効性のある内容となっているか</li> </ul>
業務に対する取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対する取組姿勢が意欲的か</li> </ul>
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書は図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか</li> </ul>
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストに見合った提案であるか</li> </ul>
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明が論理的で説得力があるか</li> <li>・質問の受け答えが適切か</li> </ul> (企画提案内容に対する評価も含む)

## (2) 審査方法

### ① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定委員会で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象事業者を選定（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3者程度を予定）します。

第一次審査の結果は、令和3年8月31日（火）（予定）までに、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

### ② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。また、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象となりません。

なお、主任技術者は必ずプレゼンテーションに参加することとします。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和3年9月下旬に通知する予定です。

※非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合  
特に選定委員会設置から区が意思決定するまでの間、プロポーザル参加者（参加予定者の関係者を含む。）が、選定委員及び本プロポーザルに関わる区の職員と故意に接触（書類の提出や要領に定められた質問等の正当な行為を除く。）することは禁じます。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。

## 10 杉並区の交通やまちづくりに関連する基本データ

- (1) 関連情報
  - ・ 杉並区行政計画（都市整備部門）  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon4/index.html>
  - ・ 杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon4/1013515.html>
  - ・ 統計資料  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/toukei/index.html>

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/toukei/toukei/index.html>

- すぎナビ（杉並区電子地図サービス）

<http://www2.wagmap.jp/suginami/top/index.asp>

- 南北バス「すぎ丸」

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/bus/1005011.html>

- 杉並区バリアフリー基本構想

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon4/1013522.html>

## (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html)

## (3) 公共交通政策

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>

## 11 担当課（事務局）

杉並区都市整備部管理課交通企画担当 岡林・菅原

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所西棟5階）

電話：03-3312-2111（代表） 内線 3514

03-5307-0793（直通）

E-mail：TOSHI-KIKAKU@city.suginami.lg.jp